

伊予市 じんけん教育

一人ひとりの人権が尊重される 明るい伊予市をめざして

編集・発行
 伊予市教育委員会
 愛媛県人権教育協議会伊予市支部
 〒799-3113 伊予市末渡820番地
 TEL 089-982-5155 FAX 089-982-5156

2023
 No. 42

特集号 人権問題に関する市民意識調査結果(抜粋)

伊予市では、人権を尊重する社会づくりのため「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しています。今回の調査にご協力いただきました多くの皆様、誠にありがとうございました。調査結果については、今後の人権施策の推進に活用していきます。

さて本号では、調査結果から伊予市民意識の現状を見ていただき、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりのため「今、何をすべきか」、自分や周りを見つめ直す参考にしてみてください。

人権問題に関する市民意識調査

※18・19歳は、年代別表記で「20代」に含んでいます。

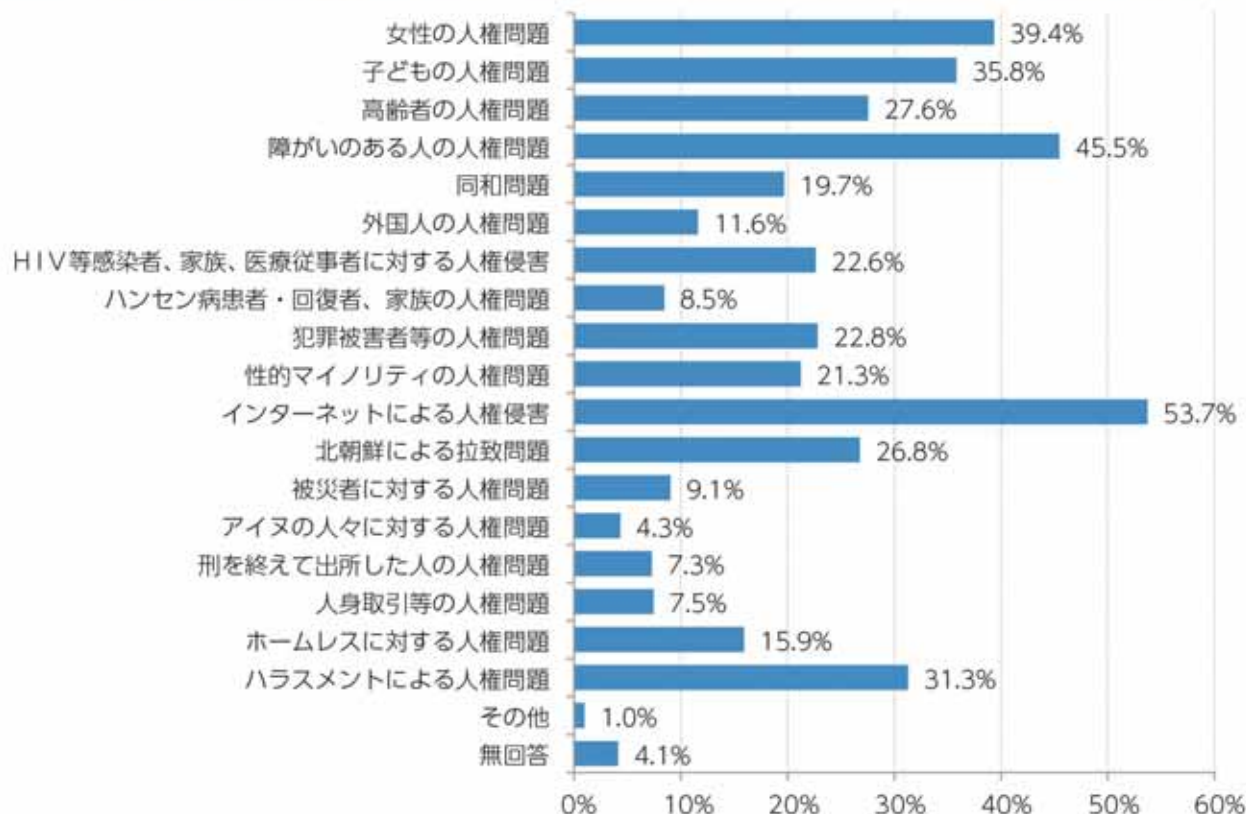
- 1 実施期間 令和4年10月21日(金)～11月4日(金)
- 2 調査対象 伊予市内に在住する18歳以上の成人〔令和4年10月1日現在〕1,500人
- 3 調査方法 無作為抽出による無記名・郵送アンケート調査

区 分	発送数	標本数	宛先不明等返送数	有効回収率
人 数	1,500 人	508 人	2 人	33.9%

5 調査結果(抜粋)

問3

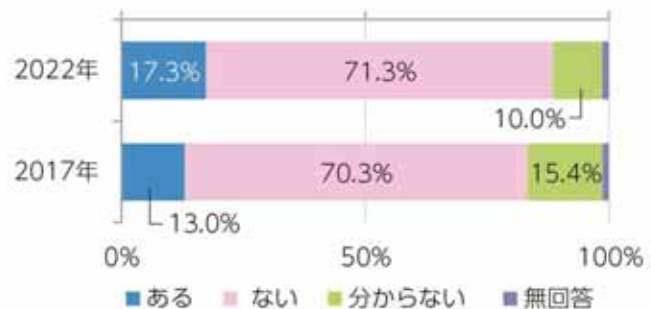
現在、日本には人権に関わるいろいろな問題があり、その解決に向けてさまざまな取組がなされています。あなたが関心のある人権問題の番号に○を付けてください。(複数回答)



問4

あなたは、最近自分自身の人権が侵害されたと思ったことがありますか。あてはまるものを1つ選び、○を付けてください。

人権が侵害されたという人は17.3%と前回調査より増加しており、特にパワハラ等に対して人々の人権感覚が高まってきている傾向がうかがえます。暮らしの中の各場面において、どのようなことが人権侵害に当たるのか正しく理解することが、今後必要です。



人権とは…

誰もが生まれながらにして持っている人間として幸せに生きる権利です。

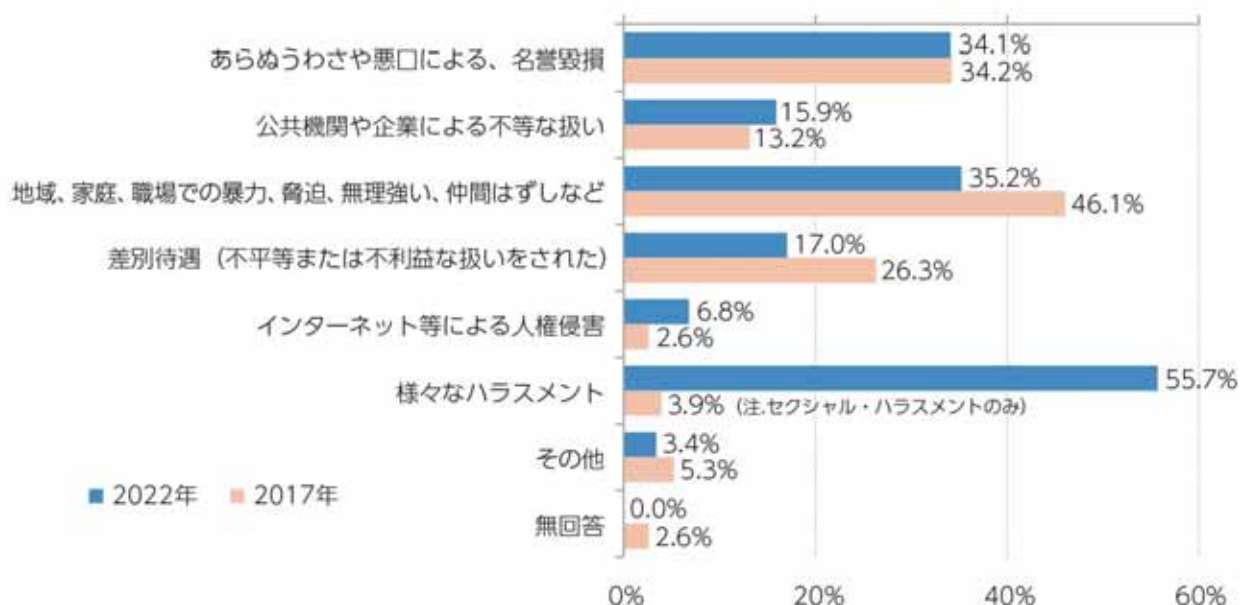
人権侵害に当たるのは…

合理的な根拠もなく、一方的に

- 等しく幸せに生きたいという願いや要求をふみにじる
- 人間の誇りを傷つけ、いやしめ辱める
- 不平等な扱いをして不利益を強いる

問5

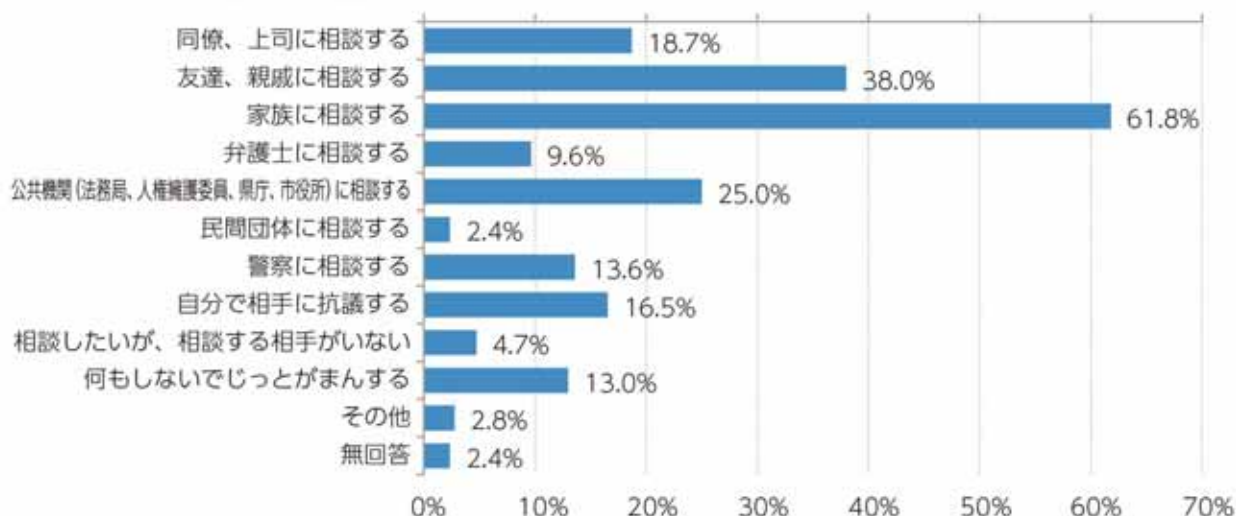
問4で「ある」と答えた方にお聞きします。それはどのような侵害だったか、あてはまるものを選び、○をつけてください。



パワーハラスメント(パワハラ)、セクシャル・ハラスメント(セクハラ)など、様々なハラスメントに関わる割合が半数以上を占めています。名誉毀損や暴力・仲間はずしなどの割合も前回同様少なくありません。社会生活におけるトラブルの中で、人権侵害だと感じる意識は高くなってきています。



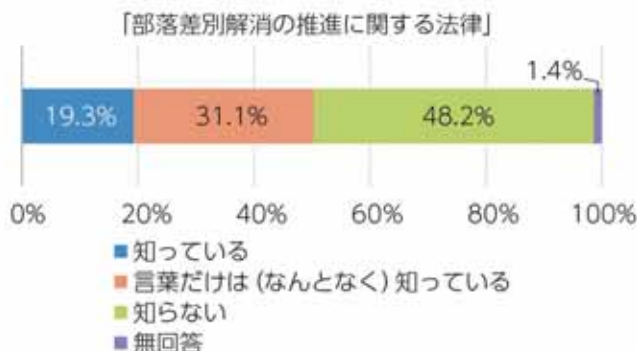
問6 あなたは、自分の人権が侵害されたと思った場合にどうしますか。あてはまるものに○を付けてください。(複数回答)



前回同様、家族や友達、親戚等に相談する割合が高いです。法務局や市役所などの公共機関、警察等、人権侵害に関する相談窓口があります。その存在を知る人は、今回の調査で54.5%でした。悩みを抱え込まず、積極的に周囲に相談することは早期解決の一助になります。今後は、広く相談機関の周知を図り、啓発活動を進めることも必要です。

問8 あなたは、部落差別のない社会を実現することを旨として、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立したことを知っていますか。

わが国の重要な人権問題として、今もなお部落差別が現存し、解決は国民的課題であることを明記した「部落差別解消推進法」が成立して6年が経ちました。しかし、その存在を知る人は約半数で、その内容まで知っている人は全体の2割以下にとどまっています。法制定の背景や「現在も部落差別が存在すること」を明記したことなどを再確認し、法律に沿って教育や啓発を進めなければなりません。



「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

結婚問題や差別落書きなどは依然根深く存在し、インターネットを悪用して差別的扱いを助長、誘発するような情報を掲載するなどの事案が続いている状況を受け、国が2016(平成28)年12月に成立・施行しました。全6条からなり「部落差別」を法の名称に冠した初めての法律です。

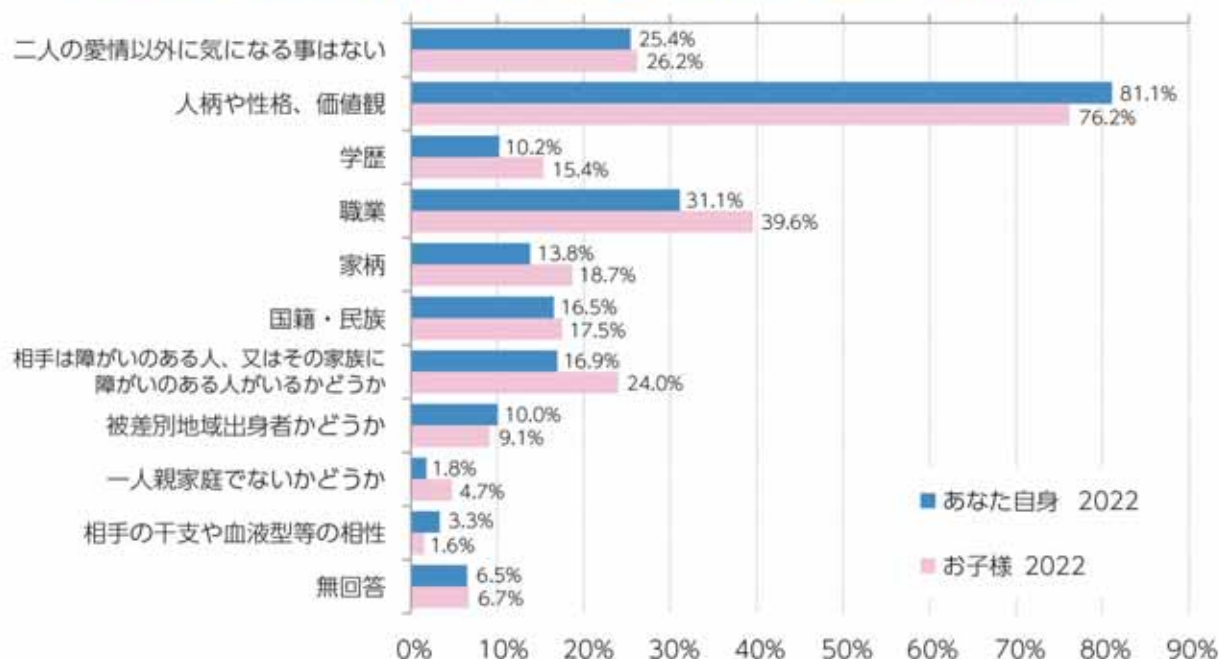
主なポイント

- 「現在もなお部落差別が存在する」との認識が、法律で新たに示された(第一条)
- 部落差別は「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記された(第一条)
- 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記された(第五条)



問9

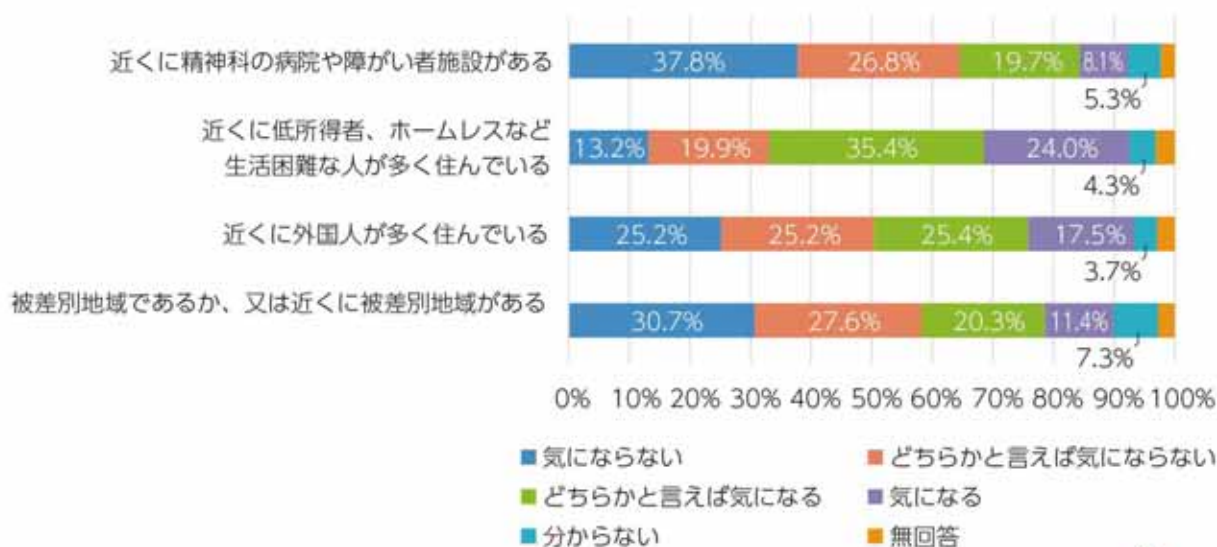
結婚相手を考えるときに、気になること(なったこと)はどんなことですか。あなた自身の結婚の場合と、お子様の結婚の場合とに分け、気になる項目の番号に○を付けてください。お子様がいらっしゃる方も、いると想定してお答えください。(複数回答)



結婚相手について、人柄や性格等を気にする割合が前回調査よりも多く、当人の意思を尊重し個人の人物像を重視しようとする意識が高いようです。干支や出身地を気にする人は減少傾向にあり、これまでの継続的な人権・同和教育の取組の成果を感じます。

問10

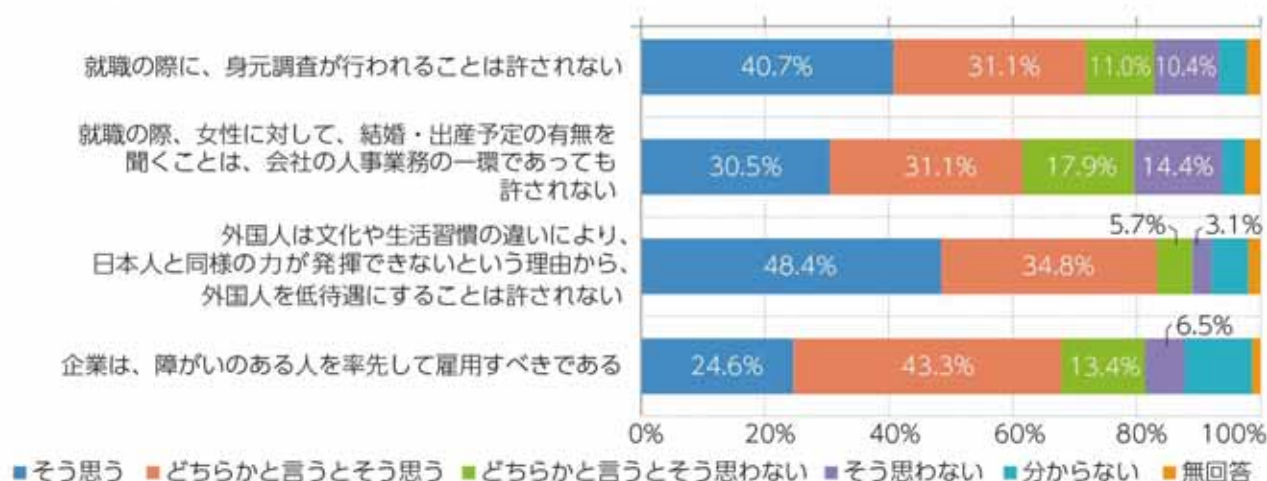
家やマンション等を購入したり、借りたりする場合、あなたは次のことをどのように思いますか。あてはまる番号に○を付けてください。



自宅周辺的环境に対して、人権尊重の立場から「気にならない」割合は、どの項目においても前回調査より大きく上回り、人権意識の高まりを感じます。しかし、偏見で特別な見方や考え方をする人は存在し、様々な立場の人を尊重する共生社会の実現に向け、人権問題への正しい理解は今後も必要です。

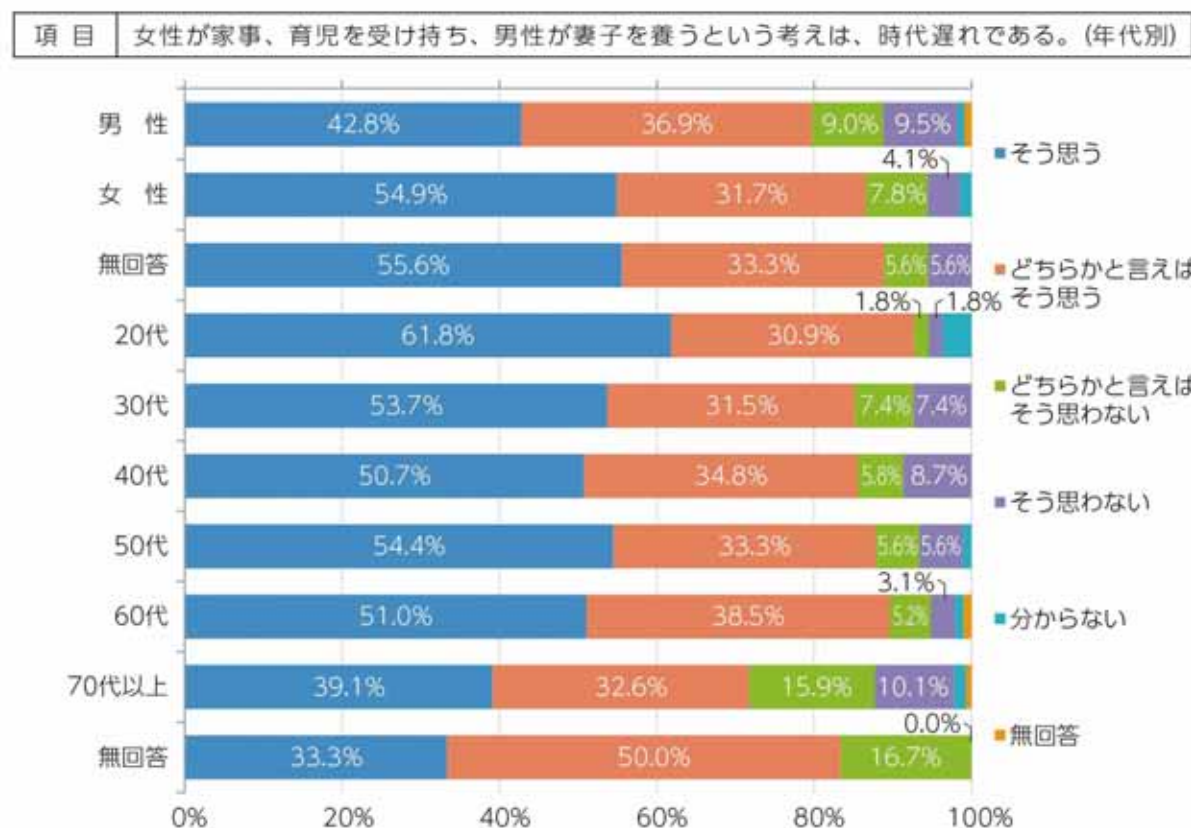


問11 就職においての次のような意見に対し、あなたはどのように思いますか。あてはまる番号に○を付けてください。（代表的な項目のみ値表示）



身元調査や女性、外国人、障がいのある人たちに対する差別的な扱いに対しては「許されない」人権侵害だとする割合が前回以上に高くなっています。しかし、就職に対しては女性や障害のある人に対して特別視する傾向が依然あり、就職差別解消に向けた正しい理解が必要です。

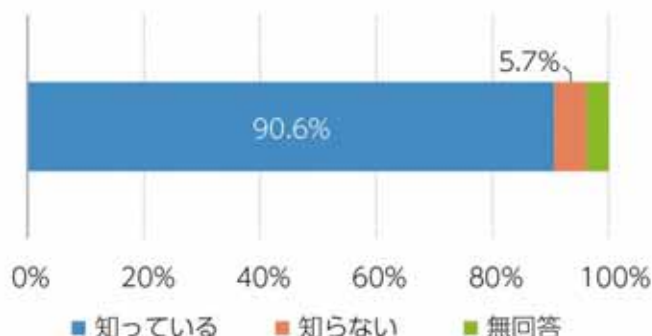
問12 家庭での生活場面について次のような意見に、あなたはどのように思いますか。あてはまる番号に○を付けてください。（代表的な項目のみ値表示）



女性のみが家事、育児を受け持つという考え方は時代遅れであると感じている人は、全世代で増加しています。男性の育児休業取得制度の導入や家庭で男女の別なく協力して子育てできる環境整備が整いつつある今、育児、家事への理解が深まっていることが分かります。

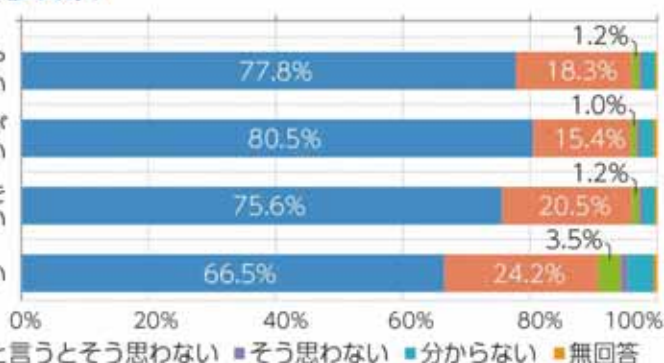
問13 家庭で「しつけ」を理由に、たとえ保護者であっても子どもに身体的苦痛を与える体罰や心を傷つける暴言等は、虐待として法律で禁止されています。あなたはそのことを知っていますか。

令和2年4月に「児童福祉法等改正法」が施行され、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが明確化されました。調査では9割を超える人が、そのことを知っていました。子どもの人権を守り体罰等によらない望ましい子育てと、子育て中の保護者への支援は、社会全体で取り組まなければなりません。



問14 職場において、次のような意見に、あなたはどのように思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。(代表的な項目のみ値表示)

女性であることを理由として、能力を無視して仕事内容や昇給、昇進などに差をつけることは許されない
性的マイノリティであることで、能力を無視して仕事内容が制限されたり、仲間はずしされたりするのは許されない
障がいがあることにより、仕事ができるのに能力を無視して仕事内容が制限されるのは許されない
感染症を理由に従業員を差別することは許されない

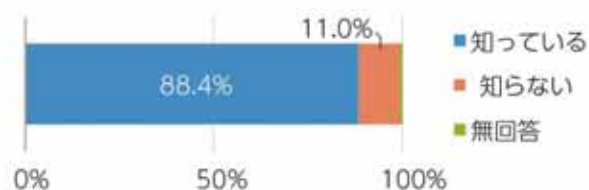


■そう思う ■どちらかと言うとそう思う ■どちらかと言うとそう思わない ■そう思わない ■分からない ■無回答

すべての項目において、本人の能力を無視した仕事の制限や仲間はずしを行うことに対して「差別は許されない」という意見は90%を超えています。誰もがやりがいを感じる共生社会実現のため、人権を尊重しようとする意識の高まりを感じます。

問15 職場においては、いかなる場面においても、優越的な関係を背景として労働者に対して威圧的に身体的、精神的な攻撃（暴行、侮辱、暴言など）を行ったり、人格を否定するような言動を行ったりすること（パワハラ、セクハラなど）を禁じており、それらを防止するために、事業主は適切に対応しなければならないことが法律で義務化されています。あなたは、そのことを知っていますか。

事業主に向けた職場のパワーハラスメント防止に関する法制化の動きは、9割近くの人を知っています。どのような言動がパワハラに当たるのか、その具体的な防止対策の理解と実践、相談体制の充実が大切です。



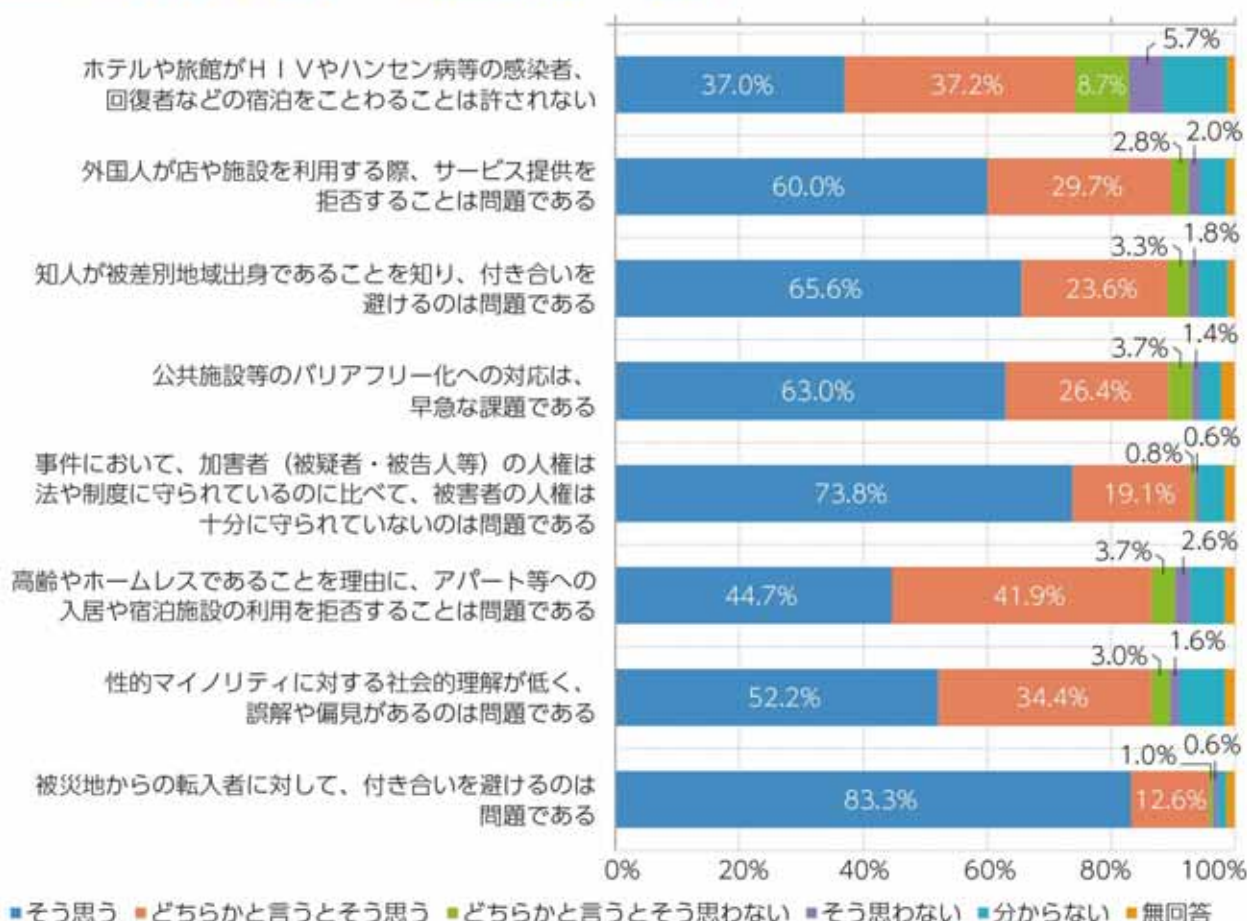
令和2年6月「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）が施行され、さらに令和4年4月からは全企業に対して**職場のパワハラ防止措置が義務化**されました。事業主のみならず、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等で関わる人たちが全てがお互いに尊重し合い、**皆でハラスメントのない職場づくりを心がける**ことが大切です。

問16 職場においては、労働者が育児・介護休暇等を取得しやすいよう雇用環境を整えることが法律で義務化されています。あなたはそれを知っていますか。

男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、令和3年6月に育児・介護休暇休業法が改正されたことを8割以上の方が認知しています。持続可能で、安心できる社会をつくるためには、希望に応じて性別に関係なく「就労」と「結婚・出産」「育児」「介護」等を両立できるよう、周囲の理解と支援体制の確立が大切です。



問17 社会生活においての次のような意見に、あなたはどのように思いますか。あてはまる番号に○を付けてください。(代表的な項目のみ値表示)

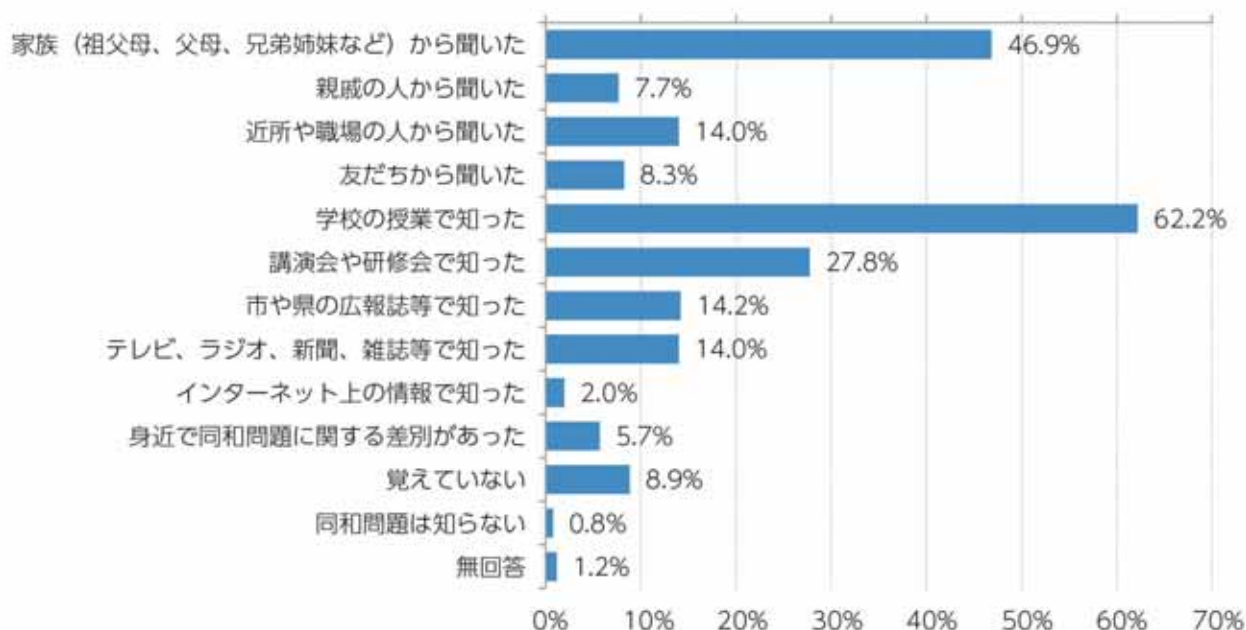


前回調査に比べ、全ての項目で「問題である」と感じている割合が増加し、社会の変化にともなって、人々の人権問題への関心が高まっていることがうかがえます。「出身地によって付き合いを避けることは問題である」と回答した割合は前回調査より9%近く高くなり、「問題としない」割合も前回の半分になりました。市民の同和問題への正しい理解が着実に広まってきています。



問18

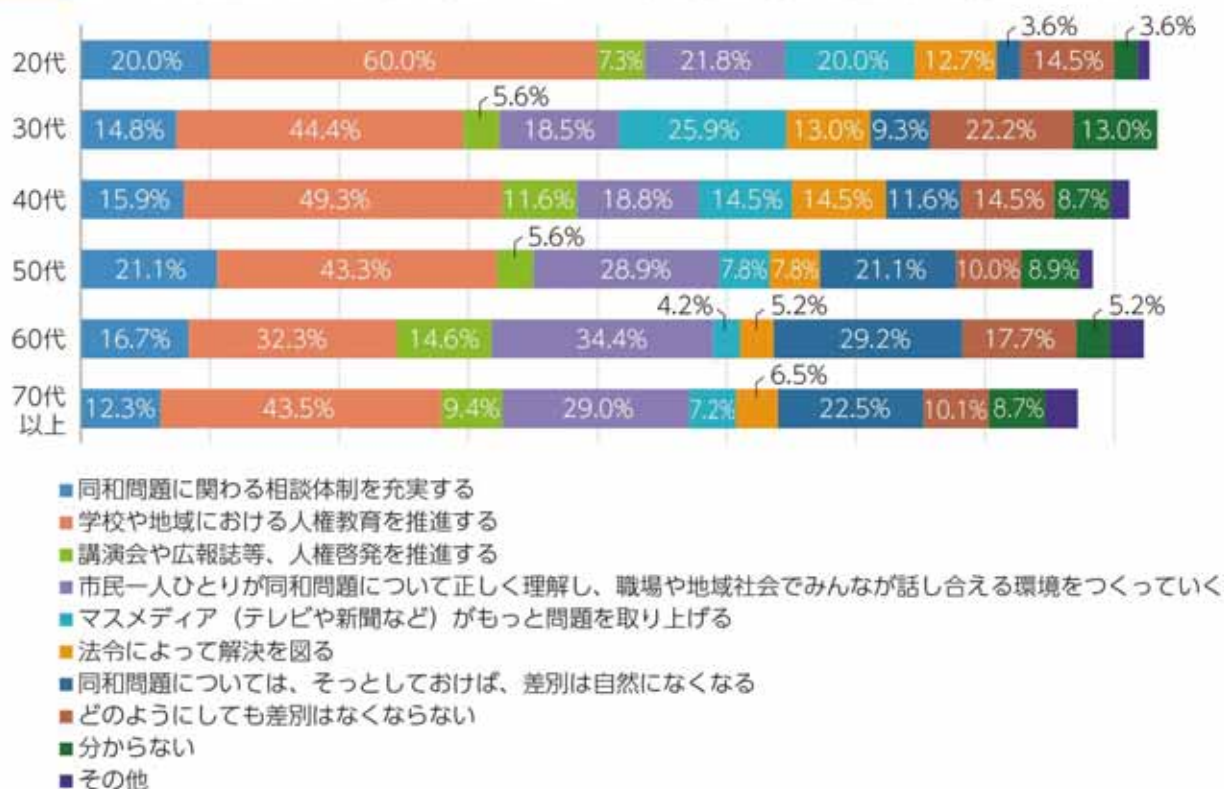
あなたは何をきっかけに同和問題（部落差別）について知りましたか。あてはまるものをすべて選び、○をつけてください。



前回結果と同じく「学校の授業で知った」割合が最も多く、20代～50代では8割を超えています。また、「家族から聞いた」人はあらゆる世代で存在します。なかには「身近で同和問題に関する差別があった」と回答した人もいます。家族や周囲の人等からの、差別を助長する間違った情報によって偏見を持つことがないように、いまだ解決されていない同和問題に対する正しい認識が必要です。

問20

同和問題を解決するために、あなたはどのようなことが必要と思いますか。あてはまるものを2つ以内で選び、○を付けてください。（複数回答）（男女、年代別の比較）



同和問題解決のためには「学校や地域における人権教育を推進するべきである」と教育の力に期待を寄せる声が大幅に増えています。また「同和問題は、そっとしておけば自然になくなる」という回答は、前回の半分近くにまで減少しました。正しく知るための人権・同和教育の必要性について理解する人が増えています。

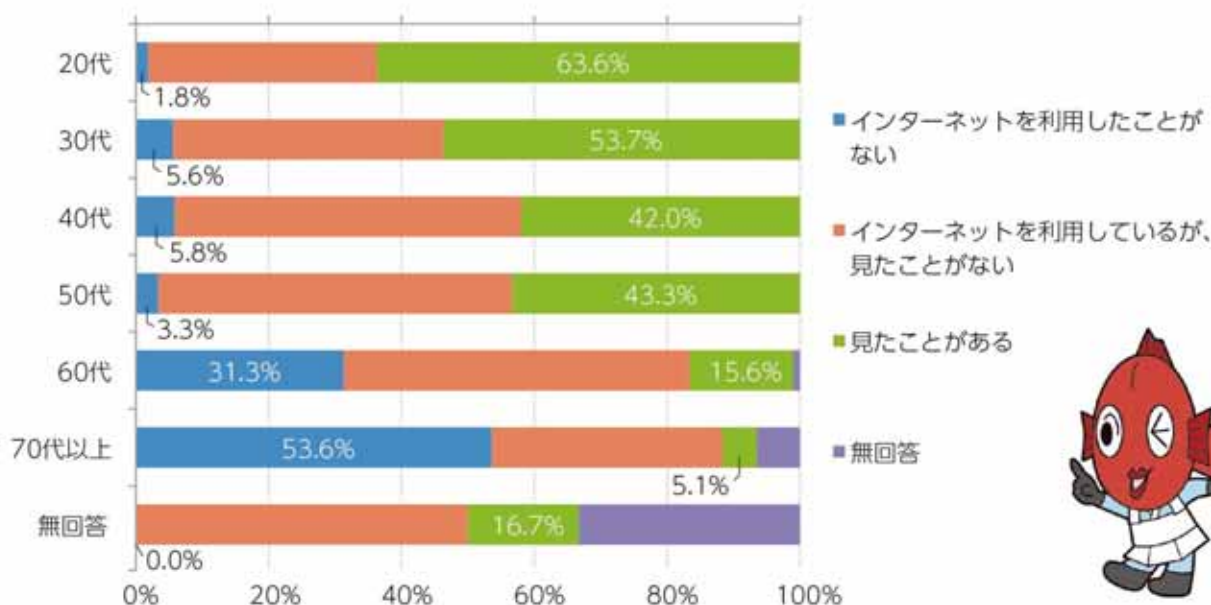
Q. 同和問題は「そっとしておけば自然になくなる」のでしょうか？

- 1 今、目の前で苦しんでいる人に「そのうち自然になくなるから」と我慢を強いることができますか。
- 2 正しい知識がなければ、差別の現実に出会ったとき、正しい判断ができません。
- 3 部落差別解消推進法（H28.12月～）に反しています。
- 4 急速に情報化が進み影響を受ける今の社会で、差別の現実を知らないまま問題が風化していくことは考えられません。→「寝た子はネットで起こされる」

A. 教育・啓発により「**正しく知り、差別をなくすために行動する**」ことが解決への道です。

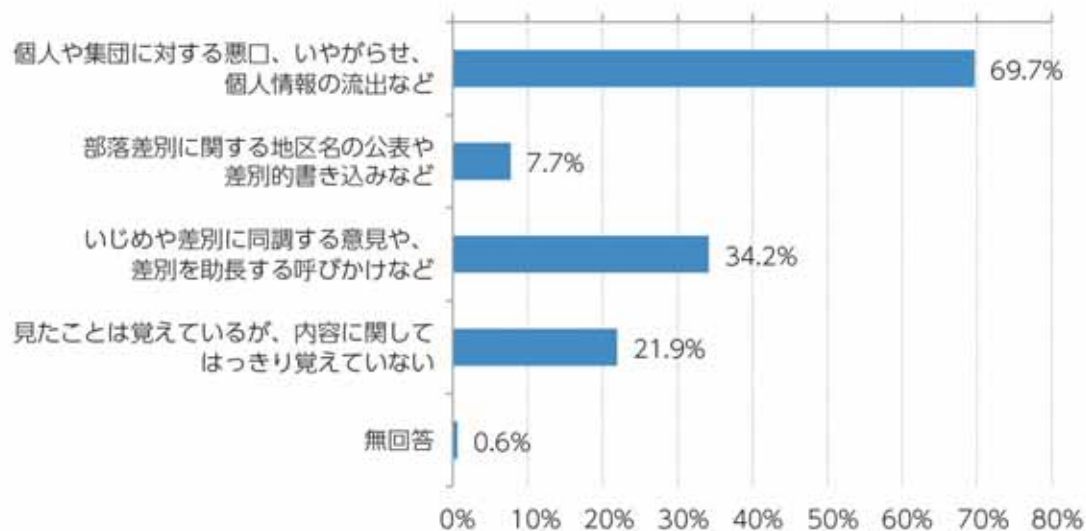
問21

あなたが携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用しているとき、人権侵害だと感じる事例を見たことがありますか。



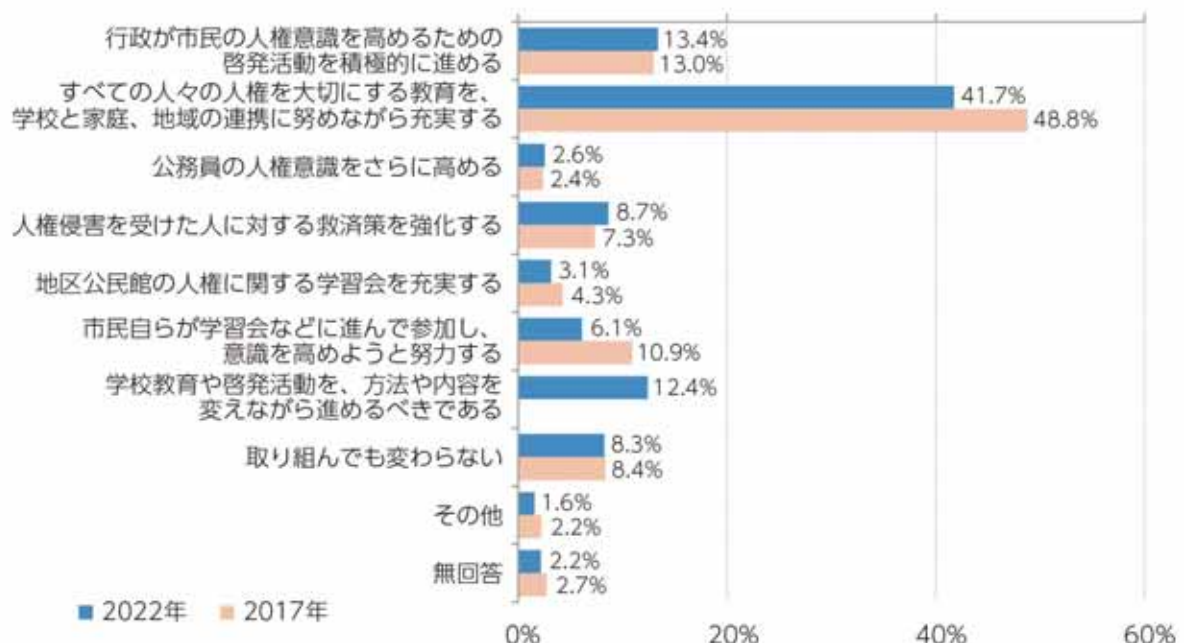
SNS等を利用した誹謗中傷やいじめなど、インターネットを利用した人権侵害が深刻化しており、事例を見たことがある人は全体の30.5%です。年代別に見ると、若い年代ほどその割合が高い傾向はありますが、全ての年代で書き込み等を目にしています。この問題は決して他人事では済まされず、誰もが人権侵害の加害者にも被害者にもなりうることを表しています。

問22 問21で「見たことがある」に○をつけた方におたずねします。どのような内容でしたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



インターネット上で人権侵害を見た内容は「個人や集団に対する悪口、いやがらせ、個人情報の流出など」が最も多く、全年代で同じ傾向が見られます。「いじめや差別に同調する意見や、差別を助長する呼びかけなど」も少なくありません。偏った見方による情報のみで物事を認識しないよう、また、差別に同調して自身が加害者とならないよう、一人ひとりが気を付けなければなりません。

問26 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、今後、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。あてはまるものを1つ選び、○を付けてください。



人権尊重の教育を学校、家庭、地域の連携で進めるべきであるという声が、子育て世代を中心に最も多くあります。感染症対策のため、ここ数年、対面での学びの機会が減りましたが、方法や内容の見直しも視野に入れて、学校、社会の両面で教育や啓発を推進し、人権問題解決のために市全体で取り組んでいかなければなりません。

🍀 「水平社宣言」って？

1922年（大正11）3月3日、京都市の岡崎公会堂に、部落差別に苦しむ人々が全国から集まり、差別からの解放と人間としての自由、平等の権利を自ら取り戻そうと「**全国水平社**」を創立しました。その創立大会で読み上げられたのが「水平社創立宣言」で、わが国最初の人権宣言として評価されています。そして、この動きは各地支部結成へと広がっていきました。

「水平社」という言葉は、「人間は生まれながらにして、水平線のように平等な存在である」という理念から名づけられました。宣言文には、**全ての人があらゆる差別を受けることなく**、人間らしく生きていける社会の実現を願う気持ちが込められています。

2022年は、この「水平社宣言」が出されて100年、そして、2023年は全国水平社伊予市支部結成から100年目を迎えます。この節目に、当時の人々の思いや願いを想像し、真に人権が尊重される豊かな社会づくりについて、考えてみましょう。

人の世に熱あれ
人間に光あれ



資料：当時配布されたチラシ
(水平社博物館発行のレプリカより)



水平社博物館（奈良県御所市柏原）



水平社宣言の
起草者 西光万吉
の生家、西光寺



創立大会で演壇に
立ち差別実態を訴
えた山田孝野次郎
少年の記念碑

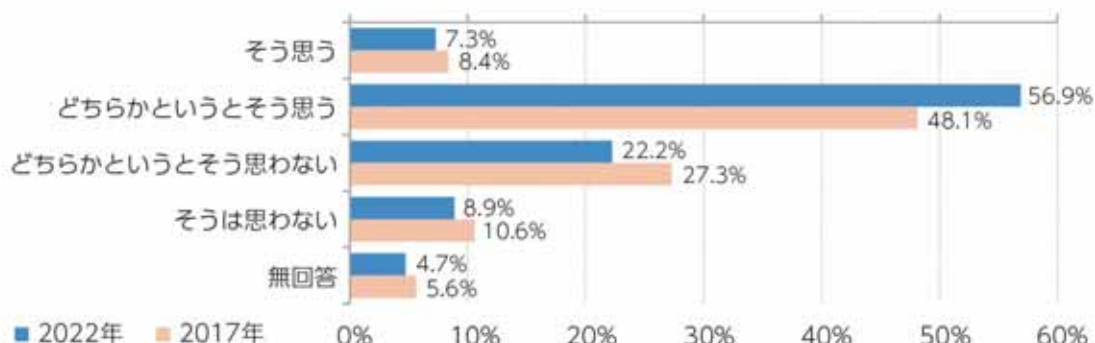
(写真は全て2022.11.25撮影)

差別解消を目指す100年の思いを受けついで・・・

水平社宣言の最後に書かれた「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉には、「人間を尊敬し、大切にしようことで差別はなくていい」という願いが込められています。同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程でつくられた差別によって苦しめられた人々が、現代もなお結婚や就職など日常生活の様々な場面で差別を受けている、わが国固有の人権問題です。近年では、インターネット上で差別を誘発・助長するような書き込みがなされるなど、人権侵害事案が依然として存在しています。

学校で人権・同和教育を受けている次世代を担う子どもたちの未来のためにも、全ての人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、一人ひとりが身の回りのあらゆる差別をなくす行動を続けていくことが大切です。

問27 伊予市は人権が尊重されるまちになってきていると思いますか。あてはまるものを1つ選び、○を付けてください。



「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた割合は全体で過半数を超え、また「そう思わない」と回答した割合も減少し、評価が上がりました。「市民一人ひとりが住みよいまちづくり」を目指す伊予市がこれまで継続してきた様々な取組によって、市民の支持を得ている現状がうかがえます。否定的な意見も尊重し、今後の啓発活動の課題としなければなりません。

今、世界全体では人々の平和を脅かす紛争や避難民等の人権問題が後を絶たず、国内でも、今なお解決されていない部落差別の問題や職場でのハラスメントの問題、性的マイノリティ、児童虐待の問題など、様々な解決すべき人権課題が数多く存在しています。一方、そのような中で、問題解決に向けて努力を重ねている人の存在も注目されてきています。今回の意識調査の結果を見ると、人権問題に関心を寄せ、偏見や差別は間違っていると感じる市民の人権意識は、確実に高まっていることも明らかになりました。

私たちが目指す共生社会で、偏見・差別をなくすために大切なことは、次の4つです。

- ① 人権問題に関心をもち、一人ひとりの個性を尊重すること
- ② 差別の現実に学び、人権問題に対する正しい知識をもつこと
- ③ 様々な人権問題について「学び続ける」こと
- ④ 傍観者ではなく「自らが差別解消への主体者」となること

令和元年度に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大から、私たちは、自分の中に「差別の加害者にも、被害者にもなる危険性があり、未知からくる不安を避けようと他者を差別してしまう弱さがある」ことを学びました。「私は差別しないから関係ない」のではなく、問題に関心を寄せ、真実を正しく知り、**自分自身が「差別をなくす側」として行動すること**が大切ですね。

伊予市では、今後もあらゆる差別の解消を目指して、より多くの人々が人権問題を自分事として関心を持ち、日々の生活の中で差別をなくす主体者として行動していけるよう、学校・家庭・地域が連携・協力して取り組む人権・同和教育、啓発活動を一層推進していきます。今後とも、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりにご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

